

国土動第106号
平成27年1月18日

各業界団体の長あて

国土交通省土地・建設産業局不動産課長

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」の一部改正について

標記について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第109号）が平成26年11月19日に公布されたところであり、平成27年1月18日より施行される。

これに伴い、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」（平成13年国総動発第3号）を別添のように改正し、平成27年1月18日から施行する。

貴団体におかれても、貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知及び指導を行われない。